

伯方支所跡地活用事業に係る公募型プロポーザルの結果について

伯方支所跡地活用事業（以下「本事業」という。）を実施する土地には、伯方支所（庁舎等）、伯方公民館、伯方木浦体育館、木浦集会所、伯方方面隊第1分団詰所（以下「木浦消防詰所」という。）が立地しており、これまで伯方地区の行政拠点としての役割を果たしてきた。一方、これらの施設は、伯方支所庁舎が1974年（昭和49年）、伯方公民館が1975年（昭和50年）に建築されており、老朽化が進んでいるため、この度、伯方支所庁舎は、伯方合同庁舎として叶浦地区に移転することとした。

伯方支所庁舎移転後の跡地については、同じ敷地内に立地する伯方公民館や伯方木浦体育館等の建替え、及び民間施設等の導入を行うことにより、跡地を有効に活用することを趣旨とし、本事業のうち公民館と体育館の建替えは、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）を採用することにより、効率的で合理的な設計・施工を実現するとともに、工事の品質の向上、事業費の削減、事業期間の短縮など、より効果的な事業実施が図られることを期待するものである。

この度、公募型プロポーザル方式により本事業の契約の優先交渉権者を下記のとおり決定した。

記

- 1 事業名
伯方支所跡地活用事業
- 2 優先交渉権者の名称
伯方島まちづくりグループ（代表企業：伯方島まちづくり株式会社）
- 3 優先交渉権者の得点
82.86点【満点100点】